

新型コロナウイルス感染症対策事業

新冠町奨学生の追加募集について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アルバイトが休みになったり、保護者の収入が減少するなどして学費の支払いができないなどの状況が起きています。

このことから、新冠町では、通常3月に募集している新冠町奨学生を、令和2年5月25日から追加募集いたします。

選考基準はこれまでと変更ありません。具体的な内容については、裏面の募集要項をご覧ください。

また、現在、新冠町奨学金を借りている人も貸付額が限度額未満であれば限度額まで増額貸付することが可能です。詳しくは担当までご相談ください。



こんな時は新冠町奨学金の活用をご検討ください。

- アルバイト収入が大幅に落ち込んだ
- アルバイト再開のめどが立たない
- 就職活動の見直しにより就職活動資金に余裕が無い
- 親からの仕送り額が減少した
- オンライン授業の準備など支出が増えた
- 緊急的な支出に備えておきたい



奨学生追加募集受付期間

令和2年5月25日（月）～ 6月15日（月）

※募集内容の詳細については、裏面の募集要項をご覧ください。

新冠町奨学生募集要項（追加募集）

令和2年度新冠町奨学生を次により追加募集いたしますので、お知らせいたします。

◎ 応募資格

- 新冠町民又はその子弟であること。
- 対象校は高等学校、高等専門学校、大学（短期大学含む）、専修学校、各種学校。
- 経済的理由により修学困難な世帯であること。
- 身体が健康、学業が優秀（平均水準以上）、性行が善良であること。
- 連帯保証人は2名とする。

◎ 連帯保証人の条件（次の要件をすべて満たすこと。）

- 同居の親族及び同居人以外の稼働者とする。
ただし、志願者が未成年者であるときは、内1名は保護者とする。
また、同居人でも独立した生計を営む場合は連帯保証人となることができる。
- ※ 保護者の方は子弟以外、他の奨学生の連帯保証人になることはご遠慮ください。
- 奨学生卒業時65歳未満の者。
- 税金等の滞納の無い者。

◎ 貸付額（無利子）

高等学校、高等専門学校	月額 50,000円（限度額）
大学（短期大学含む）、専修学校、各種学校	月額 60,000円（限度額）

◎ 返還方法等

貸付終了月の6ヶ月後から、教育委員会の定める方法により、返還してください。
なお、新冠町内に就職又は家業に従事するなど、町民として、次の期間を超えて在住した場合は奨学金の返還額の未返還額を免除することができます。貸付期間5年以下の者は3年、貸付期間5年1ヶ月以上の者は5年を越えると返還金が一部免除となります。

◎ 応募期間

令和2年 5月25日（月）～令和2年 6月15日（月）

◎ 必要書類等

①共通して提出が必要な書類

- ・奨学生願書（様式1）～ 奨学生本人が記入。
～ 連帯保証人の欄の記入は保証人本人直筆とし、住所・職業等を明確に記入してください。
- ・家庭状況調書（様式3）～ 奨学生本人が記入。
- ・健康診断書（様式4）～ 学校に作成を依頼。
- ・当該学校における過去の学業成績証明書
～ 学校に作成を依頼。
- ・町民税・道民税課税証明書～ 保護者世帯の所得の確認のための書類。
新冠町民については、代わりに委任状を提出することが可能。
- ・連帯保証人2名の納税証明書（本年度分）
～ 保証人に課税されている全ての税（道町民税、固定資産税、国民健康保険税等）の納税証明を役場で受けてください。
なお、非課税である場合は非課税証明を受けてください。
新冠町民については、代わりに委任状を提出することが可能。
- ・令和2年4月より在学する学校の入学金、授業料、その他経費等がわかるもの。
～ 学校パンフレット、振り込み用紙等。（コピー可）

②新規申し込み者及び前年に引き続き奨学金を希望する高校生・高専生のみ提出が必要な書類

- ・学校長の推せん書（様式2）～ 学校に作成を依頼。

③前年に引き続き奨学金を希望する大学生・短大生のみ提出が必要な書類

- ・自己申告書（様式5）～ 奨学生本人が記入。

※記入は必ずボールペンを使用してください。（鉛筆や消えるペン等の使用不可）

※不明な点がございましたら教育委員会管理課（0146-47-2547 直通）までお問い合わせください。